

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 号
2 0 1 3 年 8 月 2 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

『緊急地震速報』に対する会社の対応」に関する申し入れ

マスコミによると「気象庁は8月8日16時56分、奈良県と大阪府で震度6弱から7程度の揺れを予想、34都府県に緊急地震速報を発表した。」「『緊急地震速報』に伴い、東海道・山陽新幹線は小田原－新岩国間で午後5時15分まで運転を見合わせた。」と報道されている。

一方、関西支社管内では新幹線への送電が停止したり、管理者が携帯している電話や業務用携帯電話に「緊急地震速報」受信に伴うアラームが一斉に鳴り出したり、指令からの一斉伝達が職場内・車内に流された。

この「緊急地震速報」が出された場合について、気象庁から具体的に対処方法が示されている。しかし、残念なことに、J R 東海では管理者以外の社員が勤務中に私物の携帯電話を携帯・使用することを禁じられているため「緊急地震速報」が発せられても知るすべが無く、対処することは不可能となっている。

この度、「緊急地震速報」が発せられたが、唯一知り得た管理者等から社員への身体等の安全を確保するための指示・警告等は一切なかった。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 気象庁が発表する「緊急地震速報」に対する会社の認識を明らかにすること。
2. 8月8月に出された「緊急地震速報」に対して、会社が行った対応を時系列で全て明らかにすること。
3. 新幹線における送電停止は何に基づいて行われたのか明らかにすること。
4. また送電再開はどのような情報を基に判断したのか明らかにすること。
5. 「緊急地震速報」が出された場合の、会社としてのお客様並びに社員の人命・安全確保に対する認識を明らかにすること。

6. 今回の「緊急地震速報」が出される以前より、会社としての対応マニュアル等が策定されたいたのか明らかにすること。
7. 上記「5」に基づき、お客様並びに社員の人命・安全確保のために会社が行った行動を明らかにすること。
8. 上記「7」は送電停止以外、会社として何らの行動もとっていないと認識しているが、この様な事は否定すべき事と考える。会社の見解を明らかにすること。
9. 公共交通機関としてお客様の人命・安全確保は基より、各職場で働く社員の人命・安全確保は非常に大切な事と認識している。「緊急地震速報」が出された場合のお客様並びに社員の人命・安全確保に向けた対応マニュアル等の制定並びに社員への配布等により周知徹底すること。
10. 社員の安全確保に対する義務があり、今回の「緊急地震速報」を知りえた管理者等が社員の人命・安全確保のために何ら機敏に行動し得なかったことを教訓に管理者への教育を徹底すること。

以上